

治安維持法の再来

共謀罪NO!

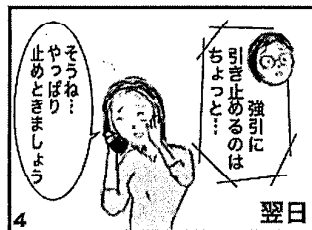
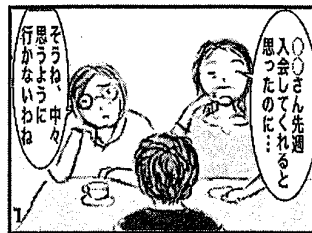


こんなことが「共謀罪」に!?

選挙で...



団体で...



職場で...



▶スパイが密告し、「選挙の自由妨害罪の共謀罪」に。

▶これに加えて、実際に誘いの電話を入れる(準備行為)と、「組織的監禁罪の共謀罪」に。

▶これに加えて、社長への要請文を作成する(準備行為)と「組織的監禁罪の共謀罪」に。

(C)SeiraNishitani & Ribbon Project Remix

「共謀罪」は、暴力団などに限定したものではありません。市民のさまざまな活動も「共謀罪」とされかねません。

戦前、治安維持法は当初、天皇制や私有財産制度に反対する人を対象としましたが、それが侵略戦争に反対したり、政治にものを言う人たち・団体にも広く使われるようになり、市民生活は窒息させられていきました。

「共謀罪」に反対する署名にご協力ください。

*署名用紙は「国民救援会」のホームページからダウンロードしてください。

犯罪を実行しなくても、話し合い、合意したら犯罪!?

犯罪について話し合い、合意したことを犯罪とする「共謀罪」。安倍政権は、これまで3度も廃案になった「共謀罪」を、改めて狙っています。「共謀罪」は、戦前の治安維持法の再来とも言える危険なものです。「共謀罪」にレッド・カード(退場)!

発行：日本国民救援会

〒113-0034

東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター内

電話03(5842)5842/FAX 03(5842)5840

「共謀罪」って何？

「共謀」を辞書でひくと、「共同で（悪事を）たくらむこと」と書かれています。

通常、殺人罪ならば人を殺したこと、窃盗罪ならば物を盗んだことなど、実際に犯罪が実行され、被害が生じた場合に、その犯行を罰します。しかし、「共謀罪」は、共同で犯罪をたくらんだことを罰するというものです。「共謀」後に、犯行を実行しなくても罰せられます。

今回狙われている法案では、「組織的な犯罪集団」が、犯罪について、2人以上で計画＝共謀（話し合い、合意する）し、準備行為をしたことを罰する、としています。なお、自首したときには、刑が減免されることになっています。

＊対象となる犯罪の数は600を超える

「共謀罪」が対象とされる犯罪は、死刑、無期懲役、長期（刑期の上限）4年以上の刑を定める犯罪です。

殺人、放火など重大犯罪から、窃盗、詐欺、道路交通法や公職選挙法など市民生活にもかかわる犯罪、組織的な監禁罪や威力業務妨害罪など労働運動の弾圧に利用された犯罪も含め、その数は600を超えます。



「共謀罪」にはどんな問題があるの？

■近代刑法（日本の刑法）の原則に反します。

近代刑法は、犯罪の実行行為を処罰し、思想や内心の意思を処罰しないということを基本原則としています。

「共謀罪」は、犯罪行為ではなく、「合意」を処罰するので、近代刑法や日本の刑法の原則に反します。

■日本国憲法に反します。

憲法では、思想・信条の自由、信教の自由など内心の自由や、表現の自由を保障しています。これは、戦前、治安維持法によって、「戦争反対！」と声を上げること、さらには心の中で「戦争はいやだ」と思うことさえも、特高警察や憲兵に弾圧された苦い経験を踏まえたものです。

話し合い、合意することを罰する「共謀罪」は、ものごとを自由に思考し、討議する民主主義の土台を揺るがすものです。

■冤罪を生みます。

「共謀罪」では、凶器や指紋などの物的証拠がないため、「合意」したことを証明するために、たとえば、自白や他人の密告が証拠とされることが考えられます。刑事訴訟法の改悪によって、他人の犯罪を密告すれば、自分の刑が減免される司法取引制度が導入されました。自分が助かりたいために、「あいつらが共謀しているのを聞いた」などとウソの密告がされることによって、冤罪事件を生む危険性が増します。

「共謀罪」って、私たちにも関係があるの？

■犯罪集団だけが対象ではありません。

政府は「組織的な犯罪集団」が対象で、労働組合や市民団体は対象にならないなど、市民や労働者には関係がないかのように説明をしています。しかし、法案には、「共同の目的が（対象となる）罪を実行することにある団体」とあるだけで明確な定義はされていません。警察が拡大解釈する危険があります。

たとえば、沖縄の基地建設に反対するために、数人の市民が「一緒に工事の強行を止めよう」と集まりました。この人たちが、組織的に威力業務妨害をすることを「共同の目的」とした「組織的な犯罪集団」とされかねません。悪政に反対するとの思いをもって集まった人たちが「組織的な犯罪集団」と決めつけられる恐れがあり、結社の自由を侵すものです。

さらに、菅生事件（*）のように、警察が敵視する団体にスパイを潜入させ、「〇〇をやりましょう」と犯罪へ扇動し、「共謀罪」が成立したところで、スパイは「自首」しておとがめなし。といったように、その団体にダメージを与えるために使われる恐れもあります。

* 菅生（すごう）事件＝1952年、大分県菅生村で、交番が爆破。共産党員らがその犯人とされましたが、その後、現職の公安警察官が身分を隠して共産党に潜入し、自作自演で交番を爆破したことが判明。全員が無罪に。



■日常のコミュニケーションが警察の監視の下に置かれます。

殺人事件であれば、死体が見つかり捜査が始まり、現場の遺留品などから、犯人を特定していきます。しかし、「共謀罪」では、犯罪についての「話し合い・合意」をしているかどうかを捜査するため、会話や電話、メールなど、日常の国民のコミュニケーションが監視されることになります。参院選の際に発覚した大分・別府警察署による、公職選挙法違反を口実に関係者を盗撮したような事態が日常的におこりかねません。

加えて、2016年、盗聴法（通信傍受法）が改悪され、警察が日常的に膨大な盗聴をすることが可能になり、捜査にも「有効」と考えているでしょう。

■国民が相互に監視し、「密告」が奨励される社会になります。

警察は「日本型テロ対策」として、市民や事業所に協力を呼びかけ、警察の肩代わりをさせようとしています。「あなたの周りにテロリスト。情報は警察へ」—市民への情報提供をすすめるキャンペーンも展開されるかもしれません。

国民がお互いに監視し、特高警察などに密告した戦前の「隣組」のような相互監視・密告社会になりかねません。

■「テロ対策」ではありません。

政府は、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」と名称を変え、東京オリンピック・パラリンピックにむけた「テロ対策」を前面にかかげ、その必要性をアピールしています。しかし、そもそも法案には「テロ対策」について何も書かれていません。対象となる犯罪も「テロ」とは関係のない犯罪がほとんどです。「共謀罪」の危険性を国民の目から隠すためのものです。

日弁連は、現行の法律でテロ対策は十分可能であり、政府が主張する「国際組織犯罪防止条約の批准のために共謀罪が必要」との説明も間違っていると主張しています。

テロ対策というのであれば、アジアの軍事的緊張やテロの脅威を高める戦争法を廃止し、アメリカと一緒に海外で武力行使をおこなわないことこそ、必要ではないでしょうか。